

## 包括システムによる日本ロールシャッハ学会における研究助成に関する規程

(目的)

第1条 包括システムによる日本ロールシャッハ学会（以下「JRSC」という。）は、包括システムによるロールシャッハ法の発展と研究の振興を目的として、研究助成を行うこととする。

(対象)

第2条 助成の対象は、包括システムによるロールシャッハ法に関する研究とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、1件当たり20万円を上限とする。

なお、使途については、研究に必要と認められるものであれば、特に制限を設けない。

(助成件数)

第4条 助成件数は、1年度当たり数件とする。

(助成期間)

第5条 助成期間は、助成の決定から1年間とする。

(申請資格)

第6条 研究助成を申請できる者は、JRSCの正会員で、申請年度を含めた年会費を納入しているものとする。

なお、共同研究の場合は、代表者を決めるとともに、共同研究者全員がJRSCの正会員で、申請年度を含めた年会費を納入しているものとする。

(申請要領)

第7条 申請者は、所定の書式（別添1）に必要事項を記載の上、毎年9月30日までに学会事務局にメールで申請する。

(審査委員会)

第8条 研究助成の審査を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、理事の互選による5人の委員で構成する。

3 審査委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員の任期は、理事の任期である3年とし、再任を妨げない。

(審査手続等)

第9条 審査委員会は、申請された研究を審査し、助成が相当と認められる研究を、毎年12月31日までに常任理事会に推薦する。

2 常任理事会は、推薦を受けた翌年の最初の常任理事会の審議において、助成の対象とする研究、助成金額等を決定する。

3 学会事務局は、前項の決定を受けた研究の申請者（又は代表者）（以下「助成対象者」という。）に対して、直ちに決定内容を通知するとともに、その氏名、研究テーマ、助成金額等を学会ホームページに掲載する。

なお、学会事務局は、助成対象者に決定内容を通知する際、助成金の振り込み先等を問い合わせる。

#### （助成対象者の義務）

第10条 助成対象者は、次の義務を負う。

（1） 助成期間内に研究を終了し、所定の書式（別添2）により、学会事務局に報告書をメールで提出する。その際、助成金の使用を証明する領収書等を学会事務局に郵送する。

なお、この報告書については、学会ホームページに掲載する。

（2） 研究終了後、その研究成果を直近のJ R S Cの年次大会（又は直近の国際大会）において、発表する。

なお、研究発表の際には、本助成を受けた研究であることを必ず付言する。

（3） 研究発表後、速やかにJ R S Cの学会誌に論文として投稿する。

なお、論文投稿の際には、本助成を受けた研究であることを必ず付記する。

おって、投稿された論文は、通常の査読審査の対象とする。

#### （残金の処理）

第11条 研究終了後、助成金に残金が発生した場合は、学会に返金する。

#### （本規程の改廃）

第12条 本規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

#### 附則

##### （施行期日）

第1条 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 平成24年に限り、研究助成の申請期限は、11月30日までとする。

改正 平成25年3月9日